

第 16 号議案

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件
神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p> <p>第12条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第18条の2第1項若しくは第2項又は第18条の3第1項若しくは第4項の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第18条の2第1項又は第2項の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条第1項又は第23条の2第1項の規定</p>

第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により基礎賦課額を減額し、又は免除するものとした場合にあつてはその減額し、又は免除することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定する。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア、イ [略]

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ、カ [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ [略]

エ アからウまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた

により基礎賦課額を減額し、又は免除するものとした場合にあつてはその減額し、又は免除することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定する。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア、イ [略]

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ、カ [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ [略]

エ アからウまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた

法第72条の3第1項及び法第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第15条の6 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条の2第1項若しくは第2項又は第18条の3第1項若しくは第4項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額し、又は免除するものとした場合にあつてはその減額し、又は免除することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) [略]

法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第15条の6 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条の2第1項又は第2項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額し、又は免除するものとした場合にあつてはその減額し、又は免除することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び法第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（低所得者の保険料の減額）

第18条の2 [略]

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。）を控除して得た額と

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（保険料の減額）

第18条の2 [略]

する(第4項に掲げる場合を除く。)

2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。

この場合において、同項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の10第2項において準用する第15条第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、前条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条又は第15条の2の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に規則で定める割合を乗じて得た額を控除して

得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、
10分の5を乗じて得た額（1円未
満の端数があるときはこれを切り
上げるものとする。）

5 第15条第3項の規定は、前項に規
定する額の決定について準用する。
この場合において、同項中「保険料
率」とあるのは「額」と読み替える
ものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援
金等賦課額の減額について準用す
る。この場合において、第4項中「基
礎賦課額」とあるのは「後期高齢者
支援金等賦課額」と、「第13条又は
第15条の2」とあるのは「第15条の
7又は第15条の11」と、前項中「第
15条第3項」とあるのは「第15条の
10第2項において準用する第15条第
3項」と読み替えるものとする。

第18条の4 [略]

附 則

1～6 [略]

(令和4年度の年度分に係る保険料
の基礎賦課額の算定の特例)

7 令和4年度の年度分に係る第13条
の基礎賦課額は、第1号に規定する
額と第2号に規定する額との差額に

第18条の3 [略]

附 則

1～6 [略]

(令和3年度の年度分に係る保険料の
基礎賦課額の算定の特例)

7 令和3年度の年度分に係る第13条
の基礎賦課額は、第1号に規定する
額と第2号に規定する額との差額に

100分の25を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「基礎賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1)、(2) [略]

8 [略]

（令和4年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例）

9 令和4年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の25を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）

（以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1)、(2) [略]

10 [略]

（令和4年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例）

11 令和4年度の年度分に係る第15条

100分の40を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「基礎賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする

(1)、(2) [略]

8 [略]

（令和3年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例）

9 令和3年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の40を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）

（以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1)、(2) [略]

10 [略]

（令和3年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例）

11 令和3年度の年度分に係る第15条

の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の25を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「介護納付金賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1)、(2) [略]

12 [略]

の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の40を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「介護納付金賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1)、(2) [略]

12 [略]

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。